

運営規程

医療法人 渡部医院
グループホーム 和

第1条 事業の目的

医療法人 渡部医院が開設する、指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員が認知症である高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

事業所の介護員は、要支援 2・要介護者であり、認知症の状態にある高齢者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい障害があるもの並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、住み慣れた地域での生活を支える。共同生活住居（法第7条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、ケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を確保する。入居者の家族及び重要他者や地域の関係者等を含めた「運営推進会議」の設置、管理者等の研修受講義務を遵守、外部評価等の実施を徹底し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム 和（なごみ）
- 2 所在地 栃木県那須塩原市大原間 72-1

第4条 従業員の職種、員数及び職務の内容

1 管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び事業所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護師 1名若しくは、訪問看護ステーションとの契約

事業所は、看護師若しくは、訪問看護師を確保し、24時間連絡可能な体制を整える。入居者が重度かつ看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に入居者又は家族及び重要他者への説明を行い同意を得る事や、健康管理・医療連携体制を強化する。

運営規程

医療法人 渡部医院
グループホーム 和

3 計画作成担当者 1ユニットに1名の計画作成担当者を設置。そのうち1名は介護支援専門員。

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

4 介護員 1ユニットに7名の介護員

介護員は、個人の尊厳と生活の質を重視した援助を行う。

5 事務員

経営等に必要な各種の仕事や介護保険請求などを行う。

第5条 利用定員

1 利用定員

18名。(1ユニットに9名の定員)

2 ユニット

2ユニット。

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

1 介護

指定認知症対応型共同生活介護の内容は、生活行為全般であるが利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護員が共同で努めるものとし、残存能力を維持していく。

2 料金

指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の料金の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。詳細は当該事業所が作成した料金表どおりとする。

事業所は、上記の料金の他に支払いを受けることができる。

1 食材料費

2 理美容代

3 おむつ代

4 前項に掲げるものの他、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めるもの。

運営規程

医療法人 渡部医院
グループホーム 和

第7条入居に当たっての留意事項

- 1 要支援 2・要介護者で認知症との診断があり、少人数による共同生活を送ることに支障がないこと。
- 2 入居申し込みに当たって、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切なサービスが受けられるよう適切な措置を講じる。
- 3 入居の際には、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 退居の際には、退居後の介護の継続性を配慮し、利用者又は家族、重要他者に対し適切な指導を行うとともに、関連機関への情報提供を行い密接な連携を努める。

第8条非常災害対策

事業者は、防火管理者を設置し、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、1年に2回、避難・救出その他必要な訓練を行う。

日常家事一般を利用者と一緒に行うため、介護員は常日頃から火事には注意をしていく。

災害が起こった場合は、速やかに連絡ができるよう利用者代理人を始め、併設施設にも協力を求め被害が最小限となるように努める。

第9条その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。
- 3 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。しかし、その場合は利用者の個人情報などが守られなければならない。従業員は、守秘義務を徹底原則とする。
- 4 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 5 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 6 事業所は、介護員の質的向上を図るため研修の機会を提供する。最低限、認知症介護実践者研修に全員が参加できる事とする。その他の研修にも参加できるように努めていく。
- 7 事業所は、1年に1回、自己評価・外部評価を実施し、結果を公表する。
- 8 事業者は、入居者・入居者家族及び重要他者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在を管轄する地域包括センターの職員、地域住民の代表等により構成される、協議会（運営推進会議）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上行う。
- 9 この運営に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

運営規程

医療法人 渡部医院
グループホーム 和

第 10 条虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から実施。

平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、内容が追加・変更

平成 22 年 11 月に、内容が変更

令和 5 年 1 月に、内容が追加

令和 5 年 10 月に、内容が変更